

「新潟市健康づくり推進基本計画(第2次)(案)」 に対するパブリックコメント手続きの実施結果について

「新潟市健康づくり推進基本計画(第2次)(案)」に対し、貴重なご意見をお寄せいただき誠にありがとうございました。

いただいたご意見に対する市の考え方を取りまとめましたので、公表します。

なお、ご意見については、趣旨を損なわない範囲で要約し掲載させていただきましたので、ご了承ください。

【募集結果】

●募集期間

平成26年2月3日(月)～平成26年3月7日(金)

●広報手段

市報にいがた、市ホームページに掲載

●資料閲覧

市ホームページ、市政情報室、各区地域課、保健所健康増進課

●提出状況

提出者数：7者

意見数：17件

●提出方法

窓 口：1者

郵 送：2者

ファックス：2者

電子メール：2者

パブリックコメント結果一覧表

●第1章 計画の策定にあたって

No	関係ページ	意見	件数	市の考え方	対応
3 計画の位置づけ					
1	2p	・健康づくりは防災計画の基本であり防災計画は健康づくりであることを計画に明記してほしい。		ご意見のとおり、本市としても防災やまちづくりには市民の健康が基本となると考えています。本計画の基本理念として掲げた「生涯健康でいきいき暮らせるまちにいがた」にその意味を含め、健康づくりを推進していきます。	修正なし

●第3章 前期計画の評価と課題

2 分野別評価					
(2) 身体活動・運動					
2	22p	・新潟版エクササイズガイド「新潟市民健康づくりアクションプラン」は内容がもりだくさんで、細かすぎ、わかりにくいため、改定を望む。		新潟版エクササイズガイドは平成18年に厚生労働省が策定した「健康づくりのための運動指針」に基づき作成いたしました。平成25年に国の指針も変更されましたので、本市のパンフレットも今後内容を見直す予定となっています。	修正なし
(3) 休養・こころ					
3	23p	・新潟市としてこころの健康について重点行動目標を掲げ取り組んできたにもかかわらず、各指標の改善率が低く対策の強化が必要であると記載があるが、運動普及推進委員や食生活改善推進委員などのように、悩みやストレスが身近な問題であると認識し、気軽に話し合う場や機会の提供の手助けができるこころの問題を主に関わる市民の委員を設置してはどうか。		現在本市では、認知症サポーターや自殺予防ゲートキーパーなどを育成し、心の問題を抱える市民を地域で支え合う環境を整備しており、今後もさらに推進していきます。	修正なし

●第4章 計画の目標と施策体系

No	関係ページ	意見	件数	市の考え方	対応
4 施策の方針					
(4) ソーシャルキャピタルの向上					
4	32p	<ul style="list-style-type: none"> ・運動普及推進委員やスポーツ推進委員などの方を有効かつ積極的に活用し、草の根的な運動として盛り上げていくことを提案する。 		<p>これまでも運動普及推進委員やスポーツ推進委員との連携により地域における健康づくりを推進してきましたが、今後もより一層の連携・協力関係を築き、地域の皆様とともに健康づくりを推進します。</p>	修正なし

●第5章 分野別取り組み

1 栄養・食生活					
5	34p	<ul style="list-style-type: none"> ・がん予防、NCD(非感染性疾患)の発症予防、重症化予防には高血圧対策と糖尿病対策としての減塩の推進が重要であり、市民への啓発・周知をすべきである。 ・減塩の当面の目標値として1日6-7g未満とし、推進すべき。 ・外食や飲食店におけるメニューにも塩分表示の義務付けを順次進めていくべきである。 ・これらの取り組みは国レベルの対策が必要であることから国への要請を実施する。 		<p>本計画においても減塩対策は重要な方針の1つであるにとらえておりますが、現状として市民がどのくらい塩分を摂取しているかが把握できないため、「減塩を意識しているし、できていると思う者の割合の増加」を指標として掲げ、より一層の取り組みを進めていきます。なお、外食や飲食店におけるメニュー表示については、「健康づくり支援店」の取り組みをより充実していきます。</p>	修正なし
6	37P	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化に向け、元気な高齢者を増やすためには、新潟は自然が多く、自給自足の必要がある。若者が地元に残るよう食の魅力の発信が必要。 		<p>いただいたご意見は、関係課と共有し、今後の健康づくり推進の参考といたします。</p>	修正なし

No	関係ページ	意見	件数	市の考え方	対応
2 身体活動・運動					
7	41p	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ウォークや区民ウォークなどを実施する際には、組織横断的な連携を密に行い、多くの市民が参加できるような実施を望む。 ・市報と区だよりが一緒になってから読みにくくなった。効率の良い情報の発信を望む。 ・行政主導できめ細かく講習会や勉強会を実施し、多くの体験を積みながら指導者やリーダーを育てるべきである。 ・各地区のウォーキングマップを作成することで、歩くことの楽しさを身近で体験することができる。 ・公園はウォーキングをしながら健康づくりに取り組む最適な場所であるが、水辺が荒れ放題の公園も見受けられ、水辺の保清を望む。 		<p>いただいたご意見は、関係課と共有し、今後の健康づくり推進の参考といたします。</p>	修正なし
8		<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ体操や縄跳び、綱引きなど道具なしで足腰を鍛えられることや食事に使う材料を学ぶ場を提供すべきである。 			修正なし
4 たばこ・アルコール					
9	45p	<ul style="list-style-type: none"> ・たばこ(喫煙及び受動喫煙)は早期死亡、健康寿命の短縮、COPD(慢性閉塞性肺疾患)など健康破壊の第一要因となっているとのエビデンスが蓄積されていることから、各疾病へのリスクを明記し、経済的損失や医療費適正化の観点からたばこ対策を健康づくり計画やがん対策の最重要に据え、歯科口腔保健計画にも盛り込んで推進することを期待する。 		<p>ご指摘のとおり、たばこ対策は健康づくり推進の重要な施策の一つであると認識しており、健康づくり推進基本計画に基づき推進を図っていきます。</p>	修正なし

No	関係ページ	意見	件数	市の考え方	対応
10	46p	<ul style="list-style-type: none"> ・指標として喫煙者率削減等の数値目標を設定するのは反対。 ・たばこは国が認めた合法の嗜好品であり、一人ひとりが健康状態と喫煙による影響を勘案しながら喫煙するかしないかを判断すべきもので、行政が喫煙率を削減させるための数値目標を掲げ、その目標に向かって誘導すべきではない。 ・喫煙率の算出は根拠が不明であり、透明性に欠ける。「禁煙したい人を支援する」という方向性であるなら、「現状値の向上もしくは減少」という表現にとどめるべき。 	2	<p>習慣的な喫煙ががんや循環器疾患、呼吸器疾患、周産期の異常など様々な疾患の原因となっていることは、多くの研究から明らかになっていることから、健康寿命の延伸には受動喫煙対策とともに、喫煙者を減少させることも重要であると考えています。喫煙の健康に対するリスクについて市民に広く周知し、たばこを吸わない選択をする市民を増やすよう努めていきます。</p>	修正なし
11		<ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙の機会を減らす目標値を設け、民間施設や家庭というプライベートの場にまで介入し、強制すべきではない。たばこだけを目の敵にした過度な取り組みには反対する。 		<p>受動喫煙によっても上記のようなリスクは高まることから、すべての市民が「たばこの煙にさらされることのない環境」を整備する必要があり、喫煙者、非喫煙者を含めた多くの市民の理解を得て推進することが必要であると考えています。</p>	修正なし
12	47p	<ul style="list-style-type: none"> ・正しい知識の普及として幼稚園や小中学校を含めこれらの保護者への禁煙促進の働きかけや啓発・講習等に焦点を絞ったプログラムを実施する。 ・特定健診やがん検診の場をとらえた禁煙サポート、また未成年を含めた若い世代への禁煙サポートを実施する。 ・禁煙治療の保険適用について禁煙指数の制約による若い世代が適用外となることがあるため関係機関と連携し国に要請する。 		<p>ご意見を参考に、以下のように追記します。 (行政の取り組み) 禁煙支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査・特定保健指導やがん検診等の機会をとらえ、禁煙支援を行います。 	修正あり

No	関係 ページ	意見	件 数	市の考え方	対応
13		<ul style="list-style-type: none"> ・個人の努力やマナーだけでは受動喫煙を防ぎきれないため、受動喫煙防止に関する条例を策定し、推進すべきである。 ・飲食店などは「喫煙可」「禁煙」を明記し、利用客が選択できるようにすることで、全面禁煙が広がるかどうか利用客の動向にかかってくるので、店頭表示を推奨する制度を実施すべきである。また、喫煙可能な店であっても受動喫煙の健康リスクを店内に明示するよう義務づける。 ・環境省がPM2.5の基準を設け、基準を超えたら外出を控えるようにとの指針を出しているが、完全禁煙以外の多くの店舗ではこの基準を超えていることから分煙では受動喫煙対策にはならない。 ・たばこ税率の大幅な上げ、厳しい健康警告の表示を国に要請すべき。 		<p>受動喫煙の健康リスクについての周知とともに、禁煙分煙宣言登録施設や健康づくり支援店（健康に配慮した空間の提供）への取り組みをより充実させ、登録施設・店舗には登録施設または健康づくり支援店のステッカーが見やすい場所に貼付するよう依頼をしていきます。</p>	修正なし
14	47P	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所関係庁舎の「全面禁煙を目指します」ではなく、「分煙を推進します」とすべき。 ・市役所のような公共施設は多くの市民が利用する場であり、喫煙者も非喫煙者も双方が共存できる「分煙の推進」を図るべき。 ・庁舎内が全面禁煙となった場合、喫煙者は敷地外喫煙を余儀なくされ、歩行喫煙やポイ捨てなどの様々な問題が発生することが懸念される。 ・近年公共施設での禁煙化により、愛煙家は喫煙場所が減って大変苦慮している。愛煙家は多額なたばこ税を納め、市の財政に大きく貢献している。このたばこ税の受益者として、市が率先して分煙室を作ることで民間施設や職場などへ分煙対策が波及する。 	3	<p>市役所関係庁舎は多くの市民が利用する公共の場所であり、受動喫煙は健康へのリスクが高いことから、受動喫煙対策として最も効果のある「全面禁煙」を目指していきます。</p> <p>なお、平成22年2月25日付の厚生労働省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」にもあるとおり、全面禁煙が極めて困難である施設・区域においては、当面の措置として喫煙可能区域を設定するなどし、喫煙者、非喫煙者を含めた庁舎利用者の皆様からご理解をいただきながら取り組みを進めていきます。</p>	修正なし
15		<ul style="list-style-type: none"> ・「市役所関係庁舎の全面禁煙化」を支援する。がん対策基本法や健康増進法における既定などに従い、新潟市において市役所関係庁舎の全面禁煙を1日も早く実現してほしい。 		<p>市役所関係庁舎は多くの市民が利用する公共の場所であり、受動喫煙は健康へのリスクが高いことから、受動喫煙対策として最も効果のある「全面禁煙」を目指していきます。</p> <p>なお、平成22年2月25日付の厚生労働省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」にもあるとおり、全面禁煙が極めて困難である施設・区域においては、当面の措置として喫煙可能区域を設定するなどし、喫煙者、非喫煙者を含めた庁舎利用者の皆様からご理解をいただきながら取り組みを進めていきます。</p>	修正なし

No	関係ページ	意見	件数	市の考え方	対応
6 健康管理					
16	51p	・健康診断の結果を本人に知らせるだけでなくその後のサポートもすべきである。		いただいたご意見は、関係課と共有し、今後の健康づくり推進の参考といたします。	修正なし

●第6章 推進体制

3 計画の進行管理と評価					
17	57P	・健康づくり推進委員会の委員にスーパーマーケットやコンビニエンスストアなどの食の業界の代表や生産者の代表の方々から入っていただき、市民の健康づくりの推進を図るべき。		<p>本市には健康づくり推進委員会のほかに食育推進会議を設置しており、その中で食品流通関係者や生産者から参加していただいております。健康づくりの推進と食育の推進は大変関連が深く、健康づくり担当職員も食育推進会議に参加し、会議における意見を参考に健康づくりを推進しています。</p> <p>今回のご意見をもとに、56P「2. 健康づくりを推進するための実施主体の役割」のうち、「健康関連民間事業者の役割」にスーパーマーケットやコンビニエンスストアなどの食品業界の役割を以下のように明記します。</p> <p>市民の健康意識の高まりに合わせ、健康関連商品やサービスの需要が拡大しています。スーパーマーケットやコンビニエンスストア、飲食店などの食品関連業界やフィットネス産業、関連商品を扱う事業者などは、商品やサービスの提供などを通じて、市民の健康づくりに大きな影響を与える立場にあります。健康に関心のない市民を含め幅広い対象者に科学的根拠に基づいた信頼できる情報を発信し、市民の健康意識の向上や健康行動をサポートすることが求められます。</p>	修正あり